

TOKYO働き方改革宣言

働き方及び職場環境の改善を通じ、社員の生産性向上及びライフ・ワーク・バランスの推進に全社的に取り組みます。

平成30年11月5日
税理士法人新日本筒木

目 標

働き方の改善

時間外労働一人当たり月平均30時間以下を目指します。

休み方の改善

年次有給休暇取得率80%以上を目指します。

取 組 内 容

働き方の改善

- ・各課の上長が他の課と連携を取り、業務の過度な集中を防止します。
- ・各社員に対し、月間及び累計の残業時間を通知します。
- ・退社時間に音楽をかける・消灯する等、帰宅を促します。

休み方の改善

- ・課ごとの有給取得状況を上長が代表に定期的に報告します。
- ・有給休暇の取得がもたらす生活、健康及び仕事へのメリットについて情報提供します。
- ・有給休暇が失効する一定期間前に各社員に通知し、休暇取得を促進します。